

2024（令和6）年度 第2回 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
多文化共生部会 会議録（要旨）

1 日 時

令和6年6月14日（金）午後 3 時 40 分から午後 4 時 30 分まで

2 場 所

尼崎市役所 本庁北館 4 階 4-1 会議室

3 出席者

- (1) 委 員：4名（朴部会長、石元委員、太田垣委員、木村委員）
- (2) 事務局：4名（文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課2名）
- (3) 関係課：2課（広報課、政策秘書担当課）

4 傍聴者：0名

議事1（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について

部会長： それでは、本日の議題の(1)「（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 今回は、資料6ページ(3)から資料7ページ(4)までの部分について審議する。
——「尼崎市多文化共生社会推進指針(案)ver.3、6ページ(3)ア」に沿って説明——

委 員： 6 ページ(3)の最後から 3 行目だが、ベトナムの方とも話す機会があり、ゴミの問題や、犬の糞尿のマナーなど、日本人住民のマナー悪さを、自治会の人に伝えてくれと、外国人に言われたりすることがあるので、日本人に向けての発信も必要ではないか。

部会長： 日本人と外国人による共生のまちづくりをしようとしている中で、互いのルールを守る、文化を尊重するというように、歩み寄っていくかが大切である。

たとえば、鶴橋のコリアタウンなどは、韓国のようなまちづくりがされているが、尼崎であれば居住人口の多いベトナム人の住む地域やまちづくりをして日本人にも受け入れられるようなまちづくりをするという戦略はあるだろうと感じる。

委 員： 外国人が地域で揉めることに「ごみ問題」「騒音問題」があるが、これらは外国人だからというわけではなく、お互い様だと感じる。

事務局： 当指針の外国籍住民という表現について、6ページ(3)アの3段落目「また外国籍住民は言葉や文化の違いだけではなく日本の生活ルールを知らない～」と記載のある外国籍住民という表現は新渡日の外国籍住民を指しているが改める必要はないか。

部会長： 先ほどの全体会での表現は、「外国にルーツ」を持った方に関する記載なので、表現を在日コリアンにしてはどうかという話であり、この指針は問題ない。

事務局： それでは、文脈に応じて適切な表現を用いるようにする。

部会長： 相互理解について、一方的に外国人が日本の文化やルールを学びなさいという表現ではなく、お互いに理解することが重要である。

事務局： 承知した。

部会長： (3)の課題事項にある住宅確保用配慮者向け保証人制度とはどういう内容か。

事務局： 高齢者や障害者、外国人の方々に対して市が保証人になる制度であり、導入を視野に記載している。

部会長： 川崎市などが導入しているものと同じイメージで良いか。

事務局： その通りである。

部会長： これは画期的なもので、ぜひこの中に注釈を記載してほしい。

事務局： 承知した。

委員： 6 ページの外国人生活実態アンケート結果の数値が記載されているが、調査報告書を見ると、「子育てで悩みや困っていることは何ですか」という設問では無回答が 48.7%あり、それにより数値が低くなっているため、表現に工夫が必要と感じる。

部会長： 根拠として正確性や説得性に欠けるため数字を無くしてはどうか。

事務局： 無回答を除いて算出することはできるが、本報告書に無い数字になるため、数値を記載しないことも検討する。

部会長： 子どもの日常言語は急速に成長するが、親の日常言語が問題である。
この回答数値は日常言語を踏まえての数値で学習言語に限るとさらに数値が伸びることになると思う。

事務局： それでは、アンケート結果の数字の正確性に欠けるため、アンケート結果は記載しない方向で修正する。

事務局： 7ページ上部の課題事項について、10年先も見据えて、取り組むべき課題について意見はあるか。

部会長： 行政窓口の多言語化について、テレビ通訳というのはどのようなものか。

事務局： タブレットを使って、通訳オペレーターに直接つながり、テレビ電話のような形で会話をするものである。現在は外国人総合相談センター(ほか 3 か所)に設置しているが、例えばさらなる庁内の窓口や学校園等に設置することを想定している。

部会長： 次に、ここに記載は無いが難民支援については市としてどう考えているのか。

事務局： 現状は他の外国人と同様に生活相談などで対応している。国の難民支援制度に基づく対応を行っているおり、国の動向や、考え方に基づく、というのが市の考え方である。

委員： NPO法人などが関与して、市営住宅に難民が住んでいることがあるが、それに市は関与していないのか。

事務局： 窓口に難民が来る際には、既に NPO が関わっている。市としては、市営住宅の入居の支援や、国の難民支援制度を案内したり、例えば日本語教育を受けたいという相談

があれば日本語教室を紹介したりしている。

委員： 渡日される方々は必ず在留資格を持って入ってくる。短期滞在や観光ビザで入国し、そのまま「難民です」という人はいる。ミャンマーに関しては、もともと観光ビザの取得が難しい国ではあるが、何かの事情で在留資格が使えなくなってしまう場合、国の政策として、短期ではないが、一応滞在ができるように、特定活動のビザを発給している。ミャンマーの方で多いのが、もう在留資格が切れるという時に、母国に帰りたくない、それから香港の方もそうだが、民主化運動に参加していたから、母国に帰ったら収監される可能性があるので帰りたくないという人がいる。そういう人は入管に説明をすれば、特定活動ビザをもらえるため、それを半年ごとに更新していく。

事務局： 委員のおっしゃるとおり、国の情勢に応じて、入管がミャンマーやアフガニスタン、あとウクライナなどの国籍を指定して、特定活動のビザ出しているため、それはもうその措置に則って、住民票も出ることから外国籍住民として支援をしている。難民申請中であり、特定活動ビザが発行されれば支援も行うので、これが自治体としての最大限の難民支援である。

部会長： 承知した。

委員： 国としての支援がそのような形になっていることから、行政としては在留資格に従って支援をしていくという方向性かと思う。

部会長： ここまでについて、これ以外に意見がある場合は事務局に後程連絡するようにする。では、次のセクションについて事務局から説明をお願いします。

事務局： ——「尼崎市多文化共生社会推進指針(案) ver.3、7ページ(3)イ」に沿って説明——

委員： 今後、AIをどのように活用していくかということも必要になる。10年先に通訳が必要ない時代が来る可能性も十分にある。今、外国人からは文書にルビをつけなくて欲しいと言われる。なぜなら、文書の画像を写して翻訳するアプリが使えなくなるため、ルビがあると正しく翻訳できないことがあるようだ。

部会長： 行政書類の多言語化は、外国人が自分のスマホで簡単に翻訳できる時代になってきているため、多言語化に対するコストや労力を考えるとどこまでするのかということになってくる。

委員： 外国人は、例えば、必要とする行政情報に辿りつかない。行政として、ここを見たら探している情報が見つかるよ、というような最初にアクセスすべき場所、環境を整えることが重要である。

部会長： それが外国人向けのホームページか。

事務局： 外国の方のほとんどがFacebookを使っているということもあり、Facebookでの情

報発信を充実させることに関してはどうか。

委員：日本に来たらFacebookに限らず、外国人コミュニティで情報元は共有されているので、尼崎の情報といえばこれ、というものがあただけで効果はある。

部会長：他に無ければ次の説明をお願いします。

事務局：――「尼崎市多文化共生社会推進指針(案)ver.3、7ページ(4)ア」に沿って説明――

委員：友好都市提携の国際交流について、彼らのマナーなどを向上するためにも地域の人たちとニューカマーの方々との交流は重要になってくる。しかし、私達が例えば、サッカーや料理教室、七夕や盆踊りなどの事業を提供しても、外国人は参加してくれない。これから長い期間日本に住むことを考えると、ぜひここを充実させたいと思ってるが、課題があると感じる。

部会長：私も大学に長く勤務したが、留学生が4年間で1人も日本人の友達ができないことが圧倒的に多い。結局、問題の本質は彼らにもあるが、日本人が外国人を避けていることも要因である。例えば、昼ご飯を一緒にご飯食べてみようと、私のゼミ生にも言うが、日本人は日本人だけ食べてということになる。そもそも、日本人そのものに友達がいない人が多い。

事務局：委員のおっしゃるとおり、イベントや事業に外国人に来てもらうことが非常に難しい。企画の問題なのかどうかはわからない。

部会長：おもしろかったら参加はあると思う。バスツアーなどはおもしろいかもしれない。

委員：過去の事例で、コープこうべがSDGsの観点から廃棄前の食料を無料で配布するというイベントをした時は、多くの外国人が集まった。

委員：バスツアーは私の勤める大学の留学生対象に実施しても割と多くの学生が参加してくる。相互理解という点ではそのような機会を創出していかないといけない。

7ページには、外国籍市民に対してどのように働きかけるかで、ここに相互理解に関する記載をする必要があるのではないかと。

部会長：外国人にとって、日本での親のような存在になってあげられるような事業などもいいのではないかと。やってみたい日本人は居ると思う。

事務局：まさに地域の日本語教室のボランティアさんなどがそのような存在にあたるのではと感じている。

委員：自身の国の文化を日本人に知ってもらう機会を持つことで、日本での生活が楽しくなるというのはあると思う。

部会長：姉妹都市というのは、なぜこの2つだけなのか。

政策秘書担当課長：尼崎との都市交流や、市内企業との技術提携などでゆかりのある歴史があるところで、今にいたっているところが2か所ということになっている。

部会長：新しく姉妹都市交流は考えているのか。

政策秘書担当課長：今ニューカマーとされてる方々の中で、特にベトナム籍の方が多くなってきていることから、議会の方でも、日越議連を立ち上げてるような動きはあるが、今後、そういった姉妹都市まで提携するかどうかというところまではいたっていない。

部会長：それでは、ここまでで意見があれば事務局まで連絡をお願いします。

議事2 その他

次回の部会開催予定日については、改めて日程調整することとなった。

部会長：それでは、これをもって、令和6年度第2回尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会多文化共生部会を閉会する。

以上